別表第一兵庫県第五区の項から兵庫県第七区の項までを次のように改める。

第五区	豊岡市 川西市 平野（字カキヲジ原に限る。）、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目
	三田市
	篠山市
	養父市
	丹波市
	朝来市
	川辺郡
	美方郡
第六区	伊丹市
	宝塚市
	川西市
第七区	第五区に属しない区域
	西宮市 第二区に属しない区域
	芦屋市

別表第一奈良県第一区の項を次のように改める。

第一区	奈良市 本庁管内 奈良市西部出張所管内 奈良市北部出張所管内 奈良市東部出張所管内 奈良市月ヶ瀬行政センター管内
	生駒市

別表第一奈良県第二区の項中「生　駒　市」を「香　芝　市」に、「生　駒　郡」を「磯　城　郡　北葛城郡」に改め、同表奈良県第三区の項を次のように改める。

第三区	大和高田市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 葛城市

宇陀市
宇陀郡
高市郡
吉野郡

別表第一奈良県第四区の項を削る。

別表第一岡山県第一区の項を次のように改める。

第一区	岡山市 北区 本庁管内（祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。） 北区役所御津支所管内 北区役所建部支所管内
	南区 本庁管内 青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曽根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目、芳泉四丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町
	加賀郡 吉備中央町 本庁管内 広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森 吉備中央町役場井原出張所管内

別表第一岡山県第三区の項中「真庭市落合支局管内　真庭市勝山支局管内　真庭市美甘支局管内　真庭市湯原支局管内」を「真庭市落合振興局管内　真庭市勝山振興局管内　真庭市美甘振興局管内　真庭市湯原振興局管内」に改める。

別表第一広島県第二区の項中「江田島市沖美支所管内　江田島市大柿支所管内　江田島市鹿川出張所管内　江田島市高田出張所管内」を「江田島市能美支所管内　江田島市沖美支所管内　江田島市深江連絡所管内　江田島市柿浦連絡所管内」に改める。

別表第一香川県第一区の項中「本庁管内」を「本庁管内　勝賀総合センター管内」に改め、「香西出張所管内」「弦打出張所管内　及び　鬼無出張所管内」を削る。

下笠居出張所管内」